



2025年2月20日

各 位

会社名 株式会社メドレー  
代表者名 代表取締役社長 瀧口 浩平  
(コード番号：4480 東証プライム)  
問合わせ先 取締役 CFO 河原 亮  
TEL. 03-6372-1265

### 当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年2月20日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年4月11日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 46,500株
(3) 処分価額	1株につき 3,030円
(4) 処分価額の総額	140,895,000円
(5) 割当予定先	当社の従業員 46名 41,400株 当社子会社の従業員 3名 5,100株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社及び当社子会社の従業員49名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、金銭債権合計140,895,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式46,500株を処分することを決議いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、より中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を従前のおり2年とするもの（以下「制度(i)」といいます。）に加えて、5年とするもの（以下「制度(ii)」といいます。）も導入することとし、対象従業員との間で、制度(i)若しくは制度(ii)又はその両方に係る譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、それぞれの概要は以下のとおりです。

なお、譲渡制限付株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

## <譲渡制限付株式割当契約の概要>

### (1) 譲渡制限期間

対象従業員は、次に定める期間（以下、譲渡等が禁止される期間を「譲渡制限期間」といいます。）、各対象従業員に割り当てられた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### ・制度(i)

##### ① 制度(i)を適用する本割当株式の2分の1

2025年4月11日（以下「払込期日」といいます。）から2026年4月11日まで

##### ② 上記①を除く制度(i)を適用する本割当株式

払込期日から2027年4月11日まで

#### ・制度(ii)

##### ① 制度(ii)を適用する本割当株式の5分の1

払込期日から2026年4月11日まで

##### ② 上記①を除く制度(ii)を適用する本割当株式の4分の1

払込期日から2027年4月11日まで

##### ③ 上記①及び②を除く制度(ii)を適用する本割当株式の3分の1

払込期日から2028年4月11日まで

##### ④ 上記①から③までを除く制度(ii)を適用する本割当株式の2分の1

払込期日から2029年4月11日まで

##### ⑤ 上記①から④までを除く制度(ii)を適用する本割当株式

払込期日から2030年4月11日まで

### (2) 譲渡制限の解除条件

#### ・制度(i)

対象従業員が各譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、各譲渡制限期間満了日において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、任期満了又は雇用期間満了、死亡その他当社が正当と認める事由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数に応じて計算する数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

#### ・制度(ii)

対象従業員が各譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったこと及び当該各譲渡制限期間中に降格していないことを条件として、各譲渡制限期間満了日において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、任期満了若しくは雇用期間満了、死亡その他当社が正当と認める事由により当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合又は降格した場合には、当該喪失又は降格の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失又は降格の日を含む月までの月数に応じて計算する数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

・制度(i)

当社は、各譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

・制度(ii)

当社は、各譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失し若しくは降格した直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数に応じて計算する数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年2月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,030円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上